

令和7年第1回龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会会議録

- 1 招集日時 令和7年5月16日（金） 午前10時
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階第3委員会室
- 3 出席委員 野村泰円、寺内良征、瀬戸貴文
- 4 欠席委員 なし
- 5 付議事件 別紙のとおり
- 6 開会時刻 午前10時
- 7 本委員会の書記等 藤平浩貴人事行政課長（書記）、吉永健男人事行政課係長（書記）
森下健史税務課長、樋口諒太税務課副主幹

8 議案審議

(1) 議案第1号 委員長選挙について

野村委員 それでは、議事を進行したいと思います。

まず、議案第1号、龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定に基づいて、龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員長の選挙を行うものでございます。

委員長は1年の任期となっております。選挙の方法につきましては無記名投票と指名推選の2つの方法があります。

ここで、事務局からのこれまでの経緯の説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。平成30年度の委員の皆様の話し合いで、委員長は2年ずつ交代で行うこととなっております。

令和2年度、令和3年度は、野村委員、令和4年度、令和5年度は、寺内委員、令和6年度は、野村委員に委員長をお務めいただいております。慣例によれば、次の委員長も、昨年度から継続して野村委員にお願いするものとなります。

野村委員 事務局から説明がありました。それでは、委員長及び委員長職務代理者の決定について協議したいと思います。

（委員間で協議）

野村委員 それでは、委員長を私のほうでお引き受けさせていただくということで進めたいと思います。

寺内委員 異議なし。

瀬戸委員 異議なし。

野村委員 それでは、私が委員長となることに決定しました。

(2) 議案第2号 委員長職務代理者の指定について

野村委員長 それでは、委員長に選出されましたので、引き続き私が、議事を進行したいと思います。

議案第2号「委員長職務代理者の指定について」は、固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定により、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行うとあります。

できれば、寺内委員に職務代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

寺内委員 了解しました。

瀬戸委員 はい。

野村委員長 それでは、寺内委員に職務代理をお願いしたいと思います。

本日の議案については以上です。

続きまして、その他として、事務局から説明があるようでございます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(3) その他

事務局 では、人事行政課からは、2点説明を行います。

(人事行政課) 1点目は、審査申出の流れについて、2点目は昨年度の審査申出の状況についてです。

まず、審査申出があった場合の流れについて概要を説明いたします。

審査申出は、納税通知書を受け取った日から3か月以内に、文書をもって行うことになっております。

申出があった場合は、まず書類の形式的な審査を行って受理し、調査及びその他の事実審査を行い、申出を受けた日から30日以内に審査の決定をいたします。さらに、審査の決定があった日から10日以内に、申出人と市長に対して文書をもってこれを通知する等の規定となっております。

もし、審査申出がなされた場合は、書類の形式的な審査後、皆様にお集まりいただき審査委員会を開くこととなりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

続きまして、昨年度の審査申出の状況です。

昨年度は、審査申出がありませんでした。

さて、今年度の状況ですが、4月7日に納税通知書を発送しておりますので、遅くとも4月14日頃には納税通知書が到達しております。したがって、審査申出の期間としましては、7月14日前後までとなります。

続きまして、令和7年度固定資産税の概要等について、税務課の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局
(税務課)

それでは、令和7年度固定資産税評価の概要について、お手元の配布資料に基づき説明させていただきます。

まず、令和7年度につきまして、令和6年度の評価替えに係る第2年度であることから、土地及び家屋の価格は原則据え置かれる年度となっております。

しかしながら、土地につきましては、令和6年基準年度の価格調査基準日である令和5年1月1日から令和6年7月1日までの間に地価が下落した場合、下落状況を評価額に反映できる措置が講じられていることから、令和6年度中に標準宅地243地点を鑑定委託し、下落状況を評価額へ反映させております。

具体的下落状況につきましては、資料の3の令和7年度固定資産評価の概要の①となっております。

令和5年1月から令和6年7月までにおいて、上昇が75地点、据置が140地点、下落が28地点となっております。

傾向といたしましては、主に北竜台・龍ヶ岡のニュータウン地区や工業団地の地区につきましては昨年に引き続き価格が上昇傾向にあり、龍ヶ崎・佐貫地区においても据置から上昇に転じる地点が増加しております。

その中でも佐貫地区1丁目、2丁目及び市街化調整区域の一部においては下落地点も見られましたが、市全体としては、横ばいで推移しております。

次に家屋についてですが、令和6年基準から価格は据え置きとなっております。

続いて、固定資産税の賦課決定に伴う当初の調定額ですが、資料の4の納税義務者数及び当初調定額の比較をご覧くださいとお分かりになりますが、固定資産税では、土地につきまして、対前年比で約180万円の減、家屋につきましては、約6,000万円の増、償却資産につきましては、約2,000万円の増となっております。

同じく都市計画税では、土地が対前年比で約6万2千円の微増、家屋が約1,000万円の増となっております。

最後に本年度の審査申出ができる事項についてですが、土地については地目の変換等により前年度と異なる地目で評価された価格及び下落修正した価格となっております。

家屋は、令和6年中に新築又は増築等により価格が新たに決定したのものに関しては申出が可能となっております。

説明につきましては、以上でございます。

野村委員長 ただいま説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

寺内委員 なし。

瀬戸委員 なし。

野村委員長 以上をもちまして、委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

9 閉会時刻 午前10時20分

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和7年5月16日

委員長 野村泰円

委員 寺内良征

委員 瀬戸貴文

書記 藤平浩貴

書記 吉永健男